

阿南市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月策定

(平成 26 年 4 月改定)

(令和 4 年 4 月改定)

阿 南 市

目 次

はじめに

第1章 計画の基本方針

- 1 計画の目的 1
- 2 耐震改修の必要性 1
- 3 計画の位置付け 3
- 4 計画の対象期間 3

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 阿南市で想定される地震の規模・被害の状況 4
- 2 耐震化の現状 8
- 3 耐震改修等の目標設定 10
- 4 公共建築物の耐震化の情報開示 10

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針 11
- 2 具体的な支援策 11
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 12
- 4 地震発生時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要 12
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項 13
- 6 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定 15
- 7 重点的に耐震化すべき区域の設定 16

第4章 建築物に対する安全性の向上に関する啓発及び知識普及

- 1 津波防災マップの活用と普及 17
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実 17
- 3 パンフレット等の配布・SNS活用による学習機会の提供 18
- 4 特定建築物の所有者への啓発指導の実施 18
- 5 リフォームに併せた耐震改修の誘導 18
- 6 家具の転倒防止の推進 18
- 7 自主防災組織、自治会等との連携及び支援 18
- 8 空き家対策の取組 18

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

- 1 耐震改修促進計画の推進と検証 20
- 2 関係団体との連携 20

はじめに

日本は世界でも有数の地震国であり、今日までに起こった多くの地震により、我々の生活は多大な被害を受けています。なかでも平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、地震による建物の倒壊、火災が多くの尊い人命を奪い、甚大な被害をもたらしました。地震発生時刻が早朝であり、多くの人々が就寝中であったことから、耐震性の低い建築物の倒壊によって亡くなった方が全体の8割を占めるといわれています。建築物の被害の傾向をみると、現行の耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建築された建築物に被害が多く見られたものの、それ以降に建築された比較的新しい建築物の被害の程度は小さかったため、現行の耐震基準は概ね妥当であると考えられています。注 建設省の建築震災調査委員会中間報告〈平成7年7月28日〉による。

こうした教訓を踏まえ「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）」が、平成7年12月25日に施行され、多数の者が利用する建築物（特定建築物）の所有者に耐震診断・耐震改修の努力義務が課されることとなりました。その後発生した「新潟県中越地震」、「福岡県西方沖地震」などを受けて、平成18年1月26日に施行された同法の改正では、特定建築物の対象に道路閉塞させる住宅・建築物が追加されるなど対象の拡大とともに、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められました。

徳島県では改正耐震改修促進法の規定に基づく「徳島県耐震改修促進計画」が平成19年3月に策定され、耐震改修等の実施に関する具体的な目標、耐震改修の促進を図るための施策等が定められました。本市においても、大地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命や財産を守ることを目的として「阿南市耐震改修促進計画」を平成20年3月に策定しました。

その後、平成23年3月1日に発生した「東日本大震災」を受け、また、今後30年以内に70～80%程度の確率で発生が予測されている南海トラフの地震に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月25日に施行された同法の改正では、全ての建築物に耐震診断と耐震改修の努力義務が課されるとともに、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されるなどの規制強化が行われることとなり、平成26年4月に本市計画を改定しました。

今回、平成28年4月に発生した「熊本地震」を受け創設した「耐震シェルター設置」の支援や、平成30年6月に発生した「大阪府北部地震」を受けた「危険ブロック塀の撤去」に対する支援等、前回計画改定以降の取組を踏まえた耐震化の状況を受け、本市計画を改定し、さらなる耐震化の促進を図ってまいります。なお、本市では、持続可能な環境や社会の実現に向け、2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するため、17の目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「12 つくる責任つかう責任」、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の実現に向けての取組を推進します。

第1章 計画の基本方針

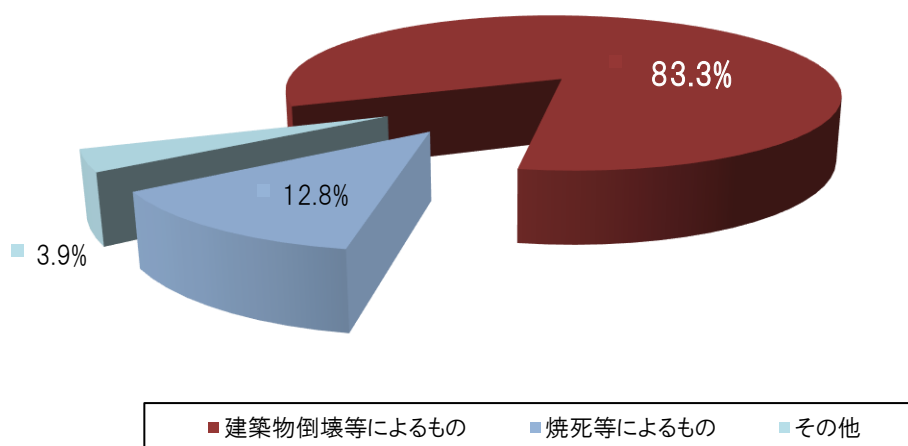
1 計画の目的

本計画は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進するため既存建築物の耐震性を向上させることにより、地震による建築物の被害を未然に防止するとともに、市街地の防災性を高め、安全で安心なまちづくりを進めることを目的とします。

2 耐震改修の必要性

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において多数の犠牲を出す最大の要因となったのが、昭和56年以前に建築されたいわゆる既存不適格住宅の倒壊による圧死等であり、これによる死者数が全死者数の8割以上を占めました。さらに、住宅密集市街地等において建物の倒壊に加えて発生した火災による死者数が全体の1割強を占めています。

図1 阪神・淡路大震災における犠牲者(神戸市内)の死因
※「平成18年版 防災白書」内閣府編より



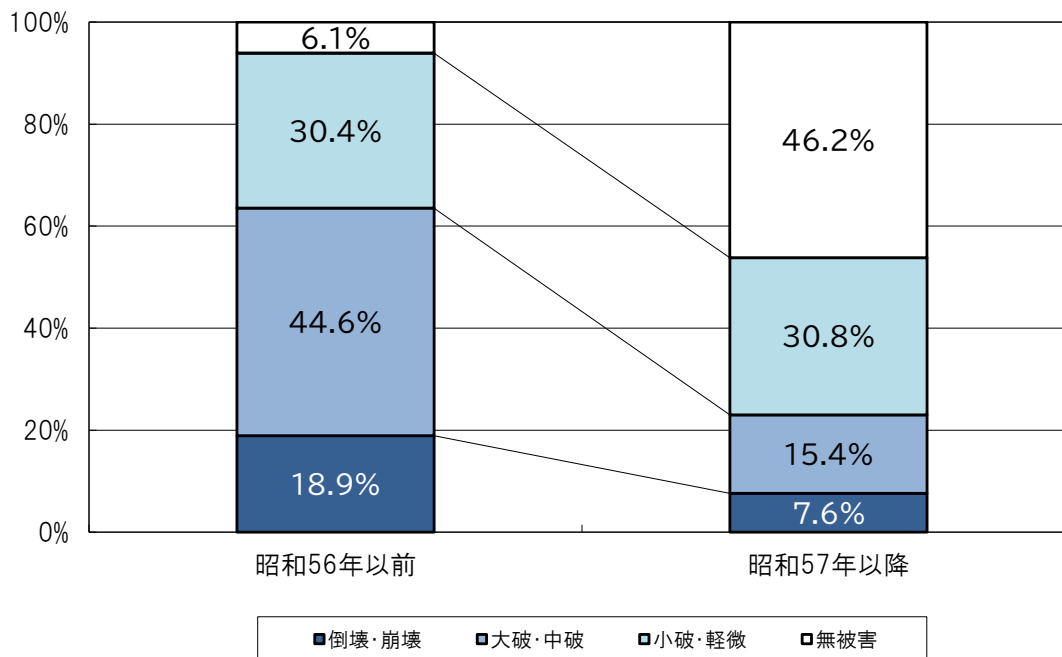
これらを教訓として、阪神・淡路大震災以降、様々な対策が講じられてきており、災害対策基本法の改正や防災基本計画の抜本的な見直しが行われたのをはじめ、地震防災対策特別措置法、耐震改修促進法、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の制定、公共施設の耐震基準の見直し等による建築物等の耐震性の強化や都市の不燃化の推進、内閣情報集約センターの設立や地震防災情報システム(DIS)の整備による初動体制の強化等、様々な施策の推進が図られています。

建築物の耐震改修の必要性を考えると、ひとつは地震災害時に我々自身の安全を守ることがあげられます。特に公共性の高い建物の場合には、その所有者自身の安全はもちろんのこと、利用者の安全を守る義務も発生します。こうしたことから、耐震改修促進法では不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の所有者に対して、所管行政庁は耐震改修の指導や指示ができるようになっていきます。

次に、二次災害の発生を防ぐという目的があります。特に密集市街地においては、建築物倒壊による火災発生により、風速によっては延焼が広がり被害が拡大します。地震時には消防機関による消火が困難となることが想定され、死者数が増加する可能性があります。また、同様に建築物の倒壊は緊急輸送道路の閉塞を生み、初期救助や救援物資の輸送に悪影響をもたらします。こうしたことから建築物の倒壊を防ぎ、緊急輸送道路を確保することは、二次災害を最小限に抑える上で重要となります。

最後に、建築物の耐震化は財産を守るという目的があります。住宅を例にあげて説明すると、図2は昭和56年以前と昭和57年以降に分けて住宅の被害を表したものです。昭和56年以前に建てられた、いわゆる既存不適格住宅の場合、中破以上の被害が全体の63.5%にのぼり全体の半数を超えています。これらの住宅については、被災後の使用は難しいと考えられ、取り壊しを余儀なくされます。その場合に発生する多額の損失を考えれば、先行投資によって損失を最小限に留めることは重要です。

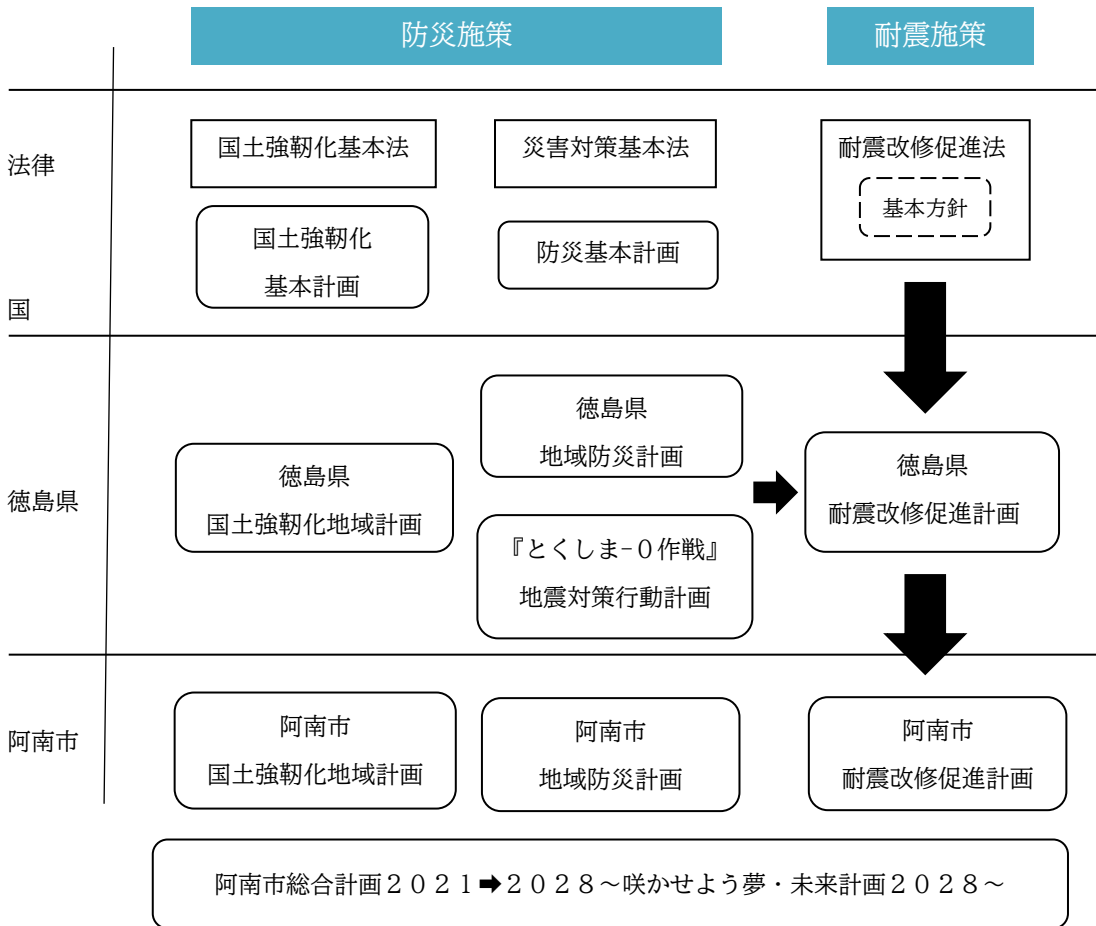
図2 建設年別の住宅の被害状況
 ※「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告」より



3 計画の位置付け

本計画は、下図に示すとおり、改正耐震改修促進法を受けて策定するものです。徳島県が策定した「徳島県耐震改修促進計画（平成19年3月策定、令和3年7月改定）」の内容を参考としつつ、地域固有の状況に配慮して作成しました。また、「阿南市国土強靱化地域計画」、「阿南市地域防災計画」との整合も図りました。

図3：阿南市耐震改修促進計画の位置付け



4 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、本計画は、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 阿南市で想定される地震の規模・被害の状況

将来徳島県に影響を及ぼすと考えられている地震活動には、南海トラフ沿いで発生する海溝型地震の「南海トラフの地震」と、南海トラフの地震のうち、東海～日向灘の全ての震源域で同時に発生する「南海トラフ巨大地震」があります。

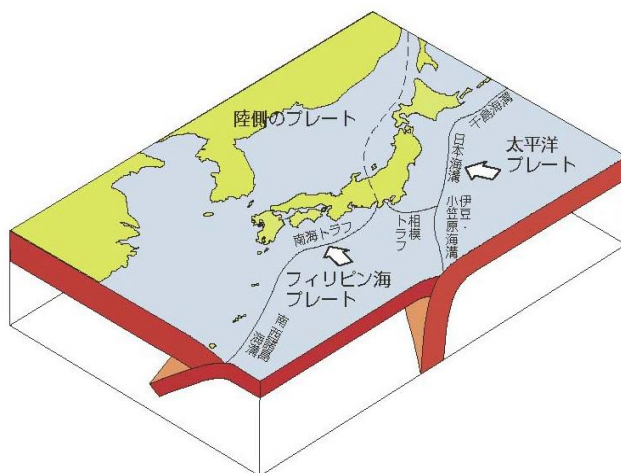
徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成25年7月）では、それぞれの地震について、「地震規模」、「人的被害」、「建築物被害」の予測結果が示されています。

南海トラフの地震

(1) 地震規模

「南海トラフの地震」とは、図4に示すように、南海トラフ沿いで、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。歴史的に見て100～150年間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生し、最近では昭和19年及び21年にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。

図4：日本列島とその周辺のプレート
※「平成18年版 防災白書」内閣府編より



「南海トラフの地震」の地震規模と発生確率は、政府の地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

表1:南海トラフの地震規模と発生確率（令和3年1月）

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率
		30年以内
南海トラフの地震	M8～M9クラス	70%～80%

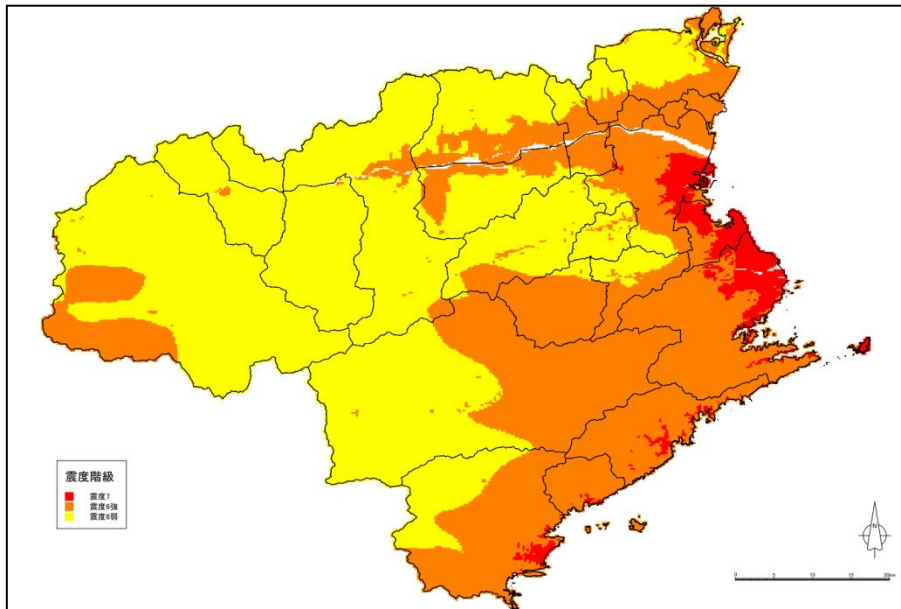
(2) 南海トラフ巨大地震

「南海トラフ巨大地震」とは、「南海トラフの地震」のうち、東海～日向灘の全ての震源域で同時に地震が発生する「最大クラスの地震・津波」を想定したものです。

ア 震度分布

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によれば、「南海トラフ巨大地震」が発生した際、市内の震度は全域で震度6強から震度7と予測されています。

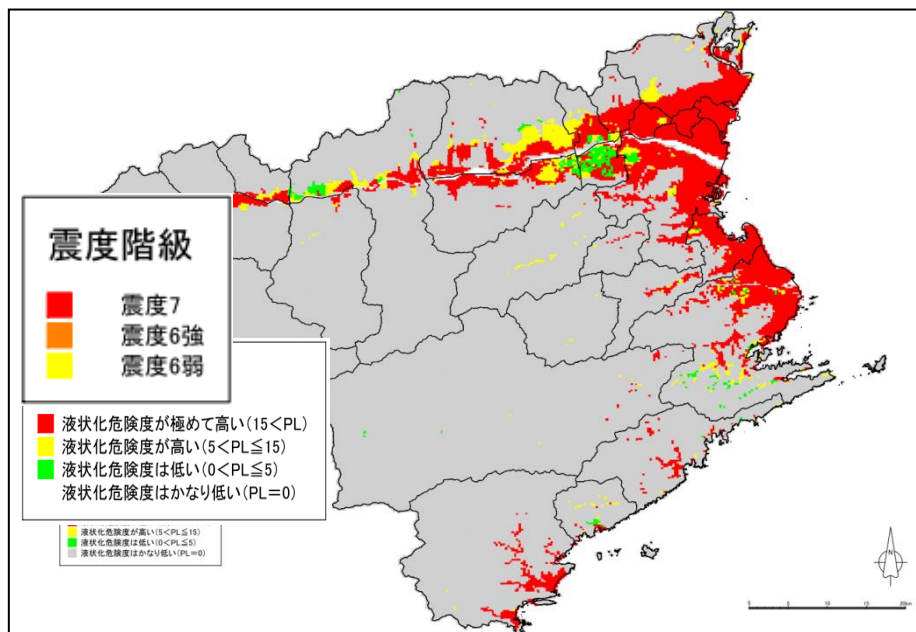
図5 南海トラフ巨大地震による震度分布



イ 液状化危険度分布

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によれば、「南海トラフ巨大地震」が発生した際、市街地が形成されている那賀川下流域一帯で液状化の危険度が極めて高いと予測されています。

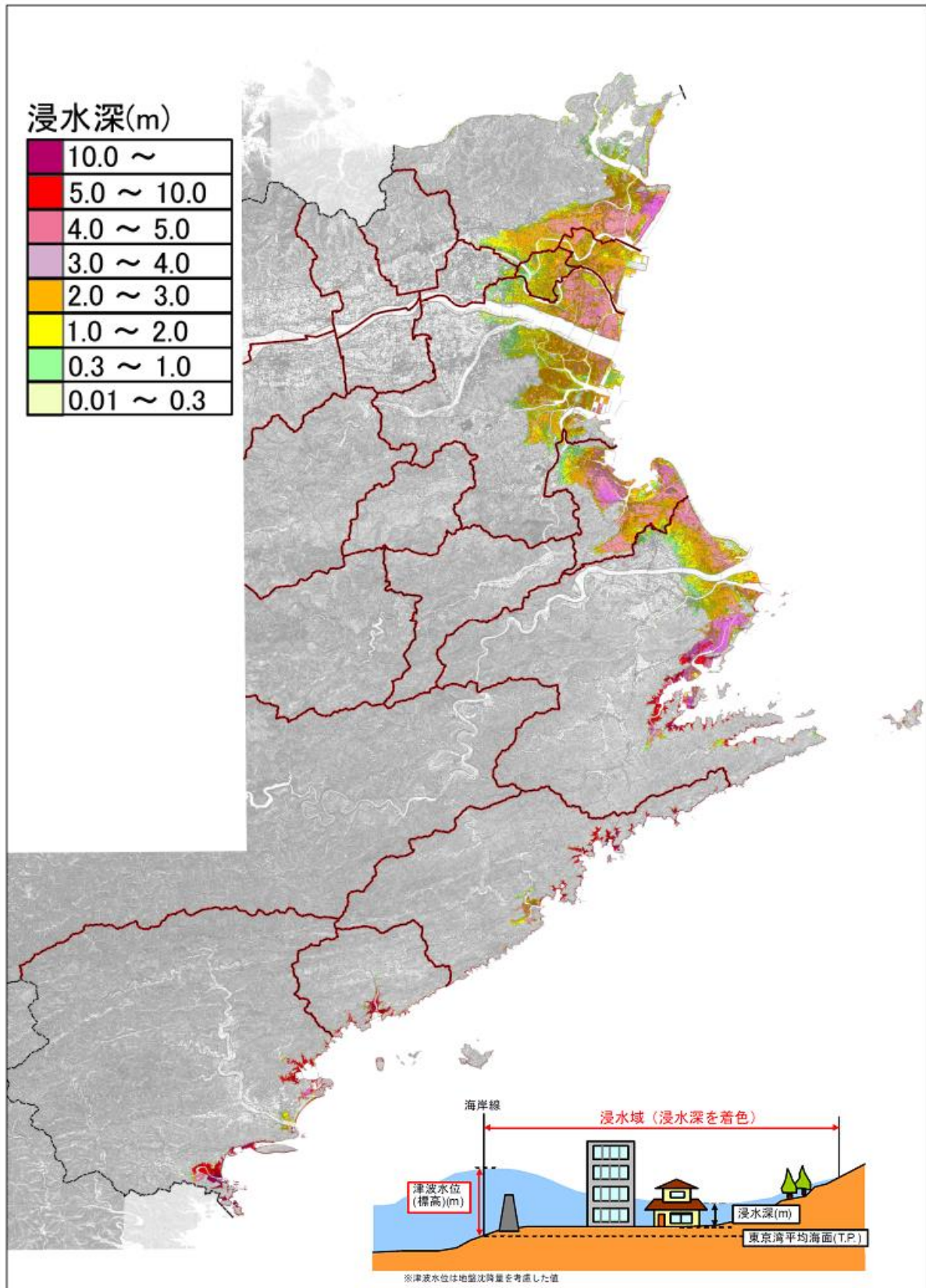
図6 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布



ウ 津波浸水想定

「南海トラフ巨大地震」が発生した際、市内では臨海部の広いエリアが津波浸水域となると予測されています。

図7 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定



エ 人的被害

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によると、「南海トラフ巨大地震」では、多くの人々が住宅内にいる冬深夜に人的被害が最大となり、市内では、死者は約4,600人、負傷者は約2,700人となります。また、本市における特徴は、津波による死者数が8割を超えていることです。

表2：阿南市・要因別人的被害予測結果概数(南海トラフ巨大地震)
「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)」より

季節時刻	要因	揺れ	急傾斜地	津波	火災	ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物	合計
冬深夜	死者	710	—	3,900	20	0	4,600
	負傷者	2,700	—	—	30	0	2,700
	重傷者	1,000	—	—	—	0	1,100
夏12時	死者	440	—	3,900	40	—	4,400
	負傷者	2,100	—	—	60	80	2,200
	重傷者	700	—	—	20	20	740
冬18時	死者	520	—	3,500	60	—	4,100
	負傷者	2,000	—	—	80	160	2,300
	重傷者	750	—	—	20	50	820

単位(人)

※数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

※(—)印は若干数を表す。

オ 建築物被害

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によると、建築物被害の要因は下表の分類に分けられ、「冬深夜」「夏12時」「冬18時」において建物被害（全壊）の状況を示しています。

「南海トラフ巨大地震」では、「揺れ」「液状化」「急傾斜地」「津波」それぞれの被害は、発生する時期によらず同じ数を示しています。しかし、「火災」被害において、冬18時発生の場合の被害が他よりも多くなり、結果としてこの時期の全体被害が市内では、約16,000棟で最も大きくなります。

要因ごとの被害数を冬18時の場合と比較すると、揺れによる被害が約11,100棟で最も多く、次いで津波による被害の約4,100棟、火災による被害の約720棟、液状化による被害の約50棟、急傾斜地（山・がけ崩れ）による被害の約40棟の順になります。

表3：阿南市・要因別建物被害棟数（全壊）（南海トラフ巨大地震）
「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」より

要因	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
冬深夜	11,100	50	40	4,100	210	15,500
夏12時	11,100	50	40	4,100	530	15,800
冬18時	11,100	50	40	4,100	720	16,000

単位(棟)

※数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

2 耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の現状

平成30年の住宅・土地統計調査によると、本市の耐震化の状況は表4のとおりです。居住世帯のある住宅26,460戸のうち、耐震性のある住宅は20,767戸であり、耐震化率は78.5%になります。

表4：阿南市内の住宅の耐震化状況
(平成30年住宅・土地統計調査による)
(単位：戸)

	住宅総数 (A)	旧耐震 (S55以前) の住宅数		新耐震 (S56以降) の住宅数(D)	耐震性あり の住宅数 (E=C+D)	耐震化率(%) (E/A)
		うち耐震性 なし(B)	うち耐震性 あり(C)			
		戸建住宅	21,220			
		3,083				
共同住宅等	5,240	1,410	407	3,830	4,833	92.2%
		1,003				
合計	26,460	9,779	5,693	16,681	20,767	78.5%
		4,086				

(2) 特定建築物における耐震化の現状

特定建築物※について、集計した結果を表5に示します。

阿南市内の特定建築物の棟数は383棟で、そのうち耐震性が有ると確認されている建築物が316棟あり、耐震化率は82.5%となります。

表5：特定建築物の耐震化の現状
令和2年度末時点

建物用途	棟数	左のうち耐震性有り			耐震化率 (%)
		1981年 以前	1982年 以降	小計	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	47	19	28	47	100.0%
上記以外の学校	0	0	0	0	－%
体育館(一般公共の用に供されるもの)	4	0	2	2	50.0%
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	1	0	1	1	100.0%
病院・診療所	20	2	17	19	95.0%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	2	0	2	2	100.0%
集会場、公会堂	5	1	1	2	40.0%
展示場	1	0	1	1	100.0%
卸売市場	0	0	0	0	－%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	8	0	5	5	62.5%
ホテル、旅館	12	1	9	0	0.0%
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	65	6	44	50	76.9%
事務所	19	1	15	16	84.2%
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	23	0	22	22	95.7%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2	0	1	1	50.0%
幼稚園、保育所	10	3	7	10	100.0%
博物館、美術館、図書館	1	0	0	0	0.0%
遊技場	0	0	0	0	－%
公衆浴場	0	0	0	0	－%
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	0	0	0	0	－%
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するもの	2	1	0	1	50.0%
工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物は除く)	86	5	75	80	93.0%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	0	0	0	0	－%
自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設	1	0	1	1	100.0%
郵便物、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	5	0	3	3	60.0%
小計	314	39	234	273	86.9%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	69	0	43	43	62.3%
小計	69	0	43	43	62.3%
合計	383	39	277	316	82.5%

※表5に示す建築用途で階数3かつ1,000㎡以上の建物。ただし、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校は、階数2以上かつ1,000㎡以上の建物、体育館(一般の用に供されるもの)は、階数1以上かつ1,000㎡以上の建物、老人ホームや老人福祉施設等は、階数2以上かつ1,000㎡以上の建物、幼稚園・保育所は、階数2以上かつ500㎡以上の建物。また、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、面積・階数の規定なし。

(3) 防災上重要な市有施設における耐震化の現状

令和4年3月時点におきまして、市有施設のうち、本計画平成26年3月改定に掲げた防災上重要な市有施設における耐震化率は、100%を達成しました。今後は、新たに優先ランクを定め、それぞれの段階ごとの耐震化率の向上を図ります。

3 耐震改修等の目標設定

(1) 目標設定の基本的な考え方

本市では、国の定める住宅及び災害時に重要な機能を果たす特定建築物の耐震化の目標を参考に、現状を踏まえた上で、耐震化の目標を設定します。

(2) 住宅における耐震化の目標

地震発生時の被害を軽減するためには、住宅の耐震化に引き続き取り組んでいく必要があります。しかしながら、「高齢世帯であって耐震改修費用が捻出できない」等、各世帯における様々な事情から耐震化が実施できない状況が多くあります。

こうしたことから、高齢世帯等の事情のある方々に限っては、住宅が被災したとしても、住んでいる方の命だけは守る「減災化」の視点も取り入れ、地震発生時における「死者ゼロ」を新たな目標に取り組んでいきます。

(3) 特定建築物における耐震化の目標

本市における特定建築物のうち、「学校」「病院」「庁舎」「公営住宅（改良住宅を含む）」については、被害の縮小や避難場所の確保、災害復旧の拠点機能確保の観点から、より迅速な建築物の耐震化を図る必要があるため、耐震化率100%となるよう引き続き取り組んでいきます。

表6 特定建築物の耐震化の目標

建物用途	棟数 (令和2年度末)	耐震化率(%) (令和2年度末)
学校	47	100.0%
病院・診療所	20	95.0%
庁舎	3	100.0%
公営住宅	18	100.0%

(4) 防災上重要な市有施設における耐震化の目標

防災上重要な市有施設については、優先ランク1について、耐震化率100%を達成しているため、優先ランク2の耐震化率100%を本計画次回改定の令和8年度までに目指します。

4 公共建築物の耐震化の情報開示

本市での学校、病院、庁舎、公営住宅等の公共建築物の耐震化については、今後もその実態把握に努め、他の市町村や関係団体で足並みを揃え、原則として公表することとします。公表はホームページ等を使って行います。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針

耐震診断及び耐震改修の促進にあたっては、以下の3項目を基本的な考え方として推進していくこととします。

(1) 所有者等の主体的な取組を基本として耐震化の促進を図ります。

建築物の耐震化の促進を図るには、まず、建築物の所有者等が主体的に耐震化に取り組むことが基本となります。

耐震改修促進法では、国民に建築物の安全性を確保する努力義務があり、特に多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物等の所有者は耐震診断・改修に努力する必要があります。

(2) 所有者等の耐震化の促進を支援します。

本市は、地域特性や緊急性、公益性を十分に考慮しながら、建築物の所有者が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や技術的・財政的支援を可能な限り実施します。

また、本市では、建築関係団体や地域の各種団体（自治会等）、NPO 等が、適切な役割分担を行いながら、所有者等の取組を支援（情報公開、意識啓発活動等）します。

(3) 阿南市耐震改修促進計画の推進状況と目標設定について検証します。

公共建築物や特定建築物について、耐震化の状況及び進捗状況の把握に努めるとともに、本計画の進捗と目標の達成状況について、定期的に検証を行い、必要な施策を講じます。

2 具体的な支援策

(1) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

ア 耐震診断・耐震改修に対する助成制度

阿南市木造住宅耐震化促進事業

阿南市民間建築物耐震化支援事業

イ 耐震改修に対する税の特例措置、その他

住宅耐震改修促進税制（所得税と固定資産税の減額処置）

地震保険における保険料の割引

(2) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

相談窓口の設置

関連する情報提供の継続的展開

戸別訪問の実施

徳島県木造住宅耐震改修施工者等名簿の公開

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

耐震改修は、市民の安全を守る上で非常に重要な取組ですが、その円滑な実施のためには、建築物の所有者等が現状を把握し、主体的に取り組んでいくことが必要です。耐震改修の円滑な促進に向けて、建築物の所有者が安心して耐震改修に取り組むことができるような環境整備が必要です。

本市では以下のような施策を通じて、耐震化促進のための環境整備に取り組みます。

(1) 相談窓口の設置

阿南市建設部住宅課に常設の窓口を設置し、市民からの問合せに対応するとともに、積極的な情報提供に努めます。

(2) 市民への継続的な情報提供

本市が作成した「津波防災マップ」やホームページ等を活用し、南海トラフ巨大地震の知識や発生時の避難方法と共に、耐震診断・改修の進め方、支援制度の紹介等を行い、住民の意識の向上を図ります。

(3) 耐震改修事業者の紹介

耐震改修を計画している市民が、適正な工法・工事費用で所要の性能を備えた住宅が確保でき、また地震発生時の減災対策としての耐震改修を安心して適切に行えるように、「徳島県木造住宅耐震改修施工者等名簿」等を参考に、耐震改修事業者の紹介を行っていきます。

4 地震発生時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1) ブロック塀

地震の発生により老朽化した、若しくは基準に不適合なブロック塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、被災者の避難や救助、消火活動等に支障が生じる可能性があります。ブロック塀の倒壊防止対策は重要です。特に、平成30年6月に発生した「大阪府北部地震」におきましては、建築基準法に違反したブロック塀が学校施設近辺で倒壊し、死傷事故が発生し、緊結な対応が求められております。

徳島県では、死者ゼロを目指して策定された「とくしまー0作戦」地震対策行動計画に、災害に強いまちづくりの促進としてブロック塀等対策を位置付けていることから、現在、基準に合わないブロック塀等を調査し、所有者に対して改善指導を行っています。本市では、阿南市地域防災計画において、建築物等の耐震化計画として、既存コンクリートブロック塀等の耐震対策を掲げています。

したがって、ブロック塀等の倒壊による危険性や基準等について、ホームページへの掲載やパンフレットの配布等を通じて市民に広く周知を図っていくよう努めていきます。また、避難者が避難するにあたっては、市内全ての道路が避難路となりうることから、本計画においては、避難者が避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通じる「※道路等」を避難路とし、その道路沿道にある危険ブロック塀等の撤去等の促進を図るための支援策を講じます。

※道路等

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路
- 2 建築基準法第43条第2項の規定に適合する道
- 3 一般の交通の用に供されている道路又は通路で、1及び2と同等以上と認めるもの

(2) 落下物（窓ガラス・外壁等）の安全対策

近年、都市部で発生する地震では、窓ガラスや外壁等の落下物による被害が発生しています。地震時の落下物による人身事故の発生を防止するため、パンフレット等による啓発活動を進めます。

また、天井材についても、平成23年3月の東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことを受け、建築基準法に基づく新しい技術基準が平成26年4月1日に施行されたことから、基準に適合しない建物の所有者・管理者に対し改善指導を行っていくよう努めます。

(3) 家具等の転倒防止対策の普及・啓発

近年の地震では、建物やブロック塀の倒壊による被害だけではなく、屋内における揺れによる家具の転倒や落下物による負傷等も多く報告されています。安全性を確保するため、家具類の転倒防止対策や安全な家具の普及・啓発を実施します。

(4) エレベーターの閉じ込め防止

平成17年7月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、関東地方一都三県の約227,000台のエレベーターのうち、約64,000台が運転休止（安全確認のために最寄階に停止したまま再運転させないことをいう）し、このうち78台において閉じ込め事故が発生しました。また、閉じ込め発生から救出までに2時間以上も掛かっているケースもあり、エレベーターの安全装置が確実に働いたゆえのリスクや、高層化した都市においてのエレベーターの脆弱性を露呈しました。

平成21年9月28日施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、P波感知型地震時管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても、改修が求められています。

本市では、エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良、地震発生時における緊急体制の確保等の重要性について、パンフレットの配布等により啓発活動を進めます。

また、不特定多数が使用する市有施設におきましては、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等を推進し、既設エレベーターの改修を進めます。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項

(1) 道路の指定

地震発生時に、重要な道路の沿道建築物が倒壊することにより、避難行動や緊急物資輸送に影響し、復旧活動や応急活動に支障をきたします。このため、耐震改修促進法第6条第3項第1号及び第2号に基づき、徳島県地域防災計画において定められた「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」、「第3次緊急輸送道路」を地震発生時に通行を確保すべき道路とし、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

表7 緊急輸送道路
地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの通行障害建築物

区分	路線名	管理区分	区 間(※1)	通行障害建築物
第1次緊急輸送道路	四国横断自動車道	国	徳島沖洲IC～阿南IC(仮称) <事業中> (※2)	-
	国道55号 阿南道路	国	国道55号(小松島市)～国道55号(阿南市) <事業中> (※2)	-
	国道55号	国	徳島市～海部郡海陽町 高知県境	187
	国道55号 桑野道路	国	阿南IC(仮称)～桑野IC(仮称) <事業中> (※2)	-
	国道55号 福井道路	国	桑野IC(仮称)～小野IC(仮称) <事業中> (※2)	-
	国道55号 日和佐道路	国	国道55号(阿南市)～国道55号(美波町)	0
	戎山竹林富岡港線	県	国道55号(阿南市)～市道新浜南線(阿南市)	0
	小勝島公園線	県	全線(阿南市)	0
	市道新浜南線(阿南市)	市	全線(阿南市)	0
	市道大渦団地海岸線(阿南市)	市	市道新浜南線(阿南市)～橘港(大渦地区)	0
	小勝ふ頭線	県	臨港道路全線(阿南市)	0
第2次緊急輸送道路	国道195号	県	国道55号(阿南市)～那賀町木頭 高知県境	27
	富岡港線	県	国道55号(阿南市)～国道55号阿南道路(阿南市)	32
	日和佐小野線	県	美波町由岐支所～国道55号(阿南市)	0
	大京原今津浦和田津線	県	国道55号(阿南市)～陸上自衛隊徳島駐屯地	0
第3次緊急輸送道路	阿南勝浦線	県	全線 羽ノ浦福井線(阿南市)～四国横断自動車道(阿南IC(仮称))～徳島上那賀線(勝浦町)	0
	羽ノ浦福井線	県	全線 国道55号(阿南市上中町)～国道55号(阿南市福井町)	27

単位:(棟)

※1 対象区間は阿南市内のみ

※2 <事業中>は、供用開始時に緊急輸送道路と位置づけることとし、現時点では緊急輸送道路予定路線である。

(2) 道路指定に関連する通行障害建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路沿いにある「一定の高さ以上の建築物※」を通行障害建築物とします。

また、耐震改修促進法第6条第3項第1号及び第2号に基づき、阿南市耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければなりません。地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等を推進し、耐震診断または耐震改修を進めます。

※「一定の高さ以上の建築物」とは、前面道路の幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2の高さを超える建築物
前面道路幅員が12m以下の場合は、6mの高さを超える建築物のことをいう。

6 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

本市では、市有施設について一定の考え方に基づき耐震化を進めております。このため、優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定については、市有施設と民間建築物に分けて設定しています。

(1) 市有施設

本市では全ての市有施設について耐震化を促進していますが、その中でも地震発生時の避難、救護、応急対策活動拠点となる防災上重要な建築物を優先し、耐震化を推進しました。表10のとおり、優先ランク1については、耐震化率100%を達成できましたので、さらなる市有施設の耐震化の目標として、不特定多数の者が多く使用し、多くの被害が予測される建築物及びライフラインの応急対策活動拠点となる建築物を優先ランク2とし、耐震化を推進します。

表8：優先ランクの基準（市有施設）

優先度	用途区分	耐震化率 (令和4(2022) 年3月時点)
優先ランク1	【防災上重要な市有施設】 ・災害応急対策活動に必要な施設 (本庁舎、ひまわり会館、消防本部) ・地域防災拠点施設 (各住民センター、消防出張所) ・指定避難所 ・災害応急活動を支援する施設 (環境管理施設)	100% (126棟)
優先ランク2	【不特定多数の者が使用し、応急対策活動拠点となる建築物】 ・指定避難所以外の学校教育施設、福祉施設及び集会所 ・社会教育施設 ・その他特定建築物に該当する市有施設	85.71% (66棟 /77棟)
優先ランク3	その他施設	

(2) 民間建築物

市有施設の考え方と同様に、地震発生時にできるだけ多くの市民の命を守り、円滑な避難を確保するため、防災上重要な施設として「災害時に機能の確保が必要な建築物」、「災害時に要援護者等が利用する建築物」について、優先的に耐震化に着手すべき建築物と位置付けます。

また、不特定多数の利用者が見込まれる特定建築物についても耐震化を優先していきます。

表9：優先順位の考え方（民間建築物）

	用途区分	種別
優先ランク 1	災害時に機能の確保が必要な建築物	特定建築物
優先ランク 2	災害時に要援護者等が利用する建築物	
優先ランク 3	災害時に機能の確保が必要な建築物 災害時に要援護者等が利用する建築物	特定建築物以外
優先ランク 4	その他建築物	

同じランク内での優先性の考え方

- ・ 築年度の古いものを優先
- ・ 規模の大きいもの、利用者の多いものを優先
- ・ 特定建築物については、より多数の者が利用するものを優先、より危険な物の貯蔵または処理の多い施設を優先

7 重点的に耐震化すべき区域の設定

「南海トラフ巨大地震」では、老朽化した木造建築物の密集する地域で大きな被害が予想されることから、耐震性の低い建築物が密集する地域、不特定多数の者が集まる地域、緊急輸送道路沿道地域、広域避難場所周辺地域では、重点的に耐震化を推進していきます。

第4章 建築物に対する安全性の向上に関する啓発及び知識普及

1 津波防災マップの活用と普及

市民の意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、津波防災マップを作成し、地震の被害予想や危険地域、避難場所を把握しておく必要があります。

本市では、平成26年3月に地震の被害予想や危険地域、津波による浸水予測地域及び各地域の避難場所を記入した「津波防災マップ」を作成しました。

そして、この防災マップは全世帯に配布し、ホームページで公表しています。今後は、災害時の避難や救助活動が的確に行われるように、この防災マップの活用と普及に努めます。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を図るため、県や建築関係団体と協力して相談窓口を設置しています。設置する相談窓口では、耐震診断・改修に関する助成や融資制度、税制の特例、専門家の紹介、耐震改修の技術的疑問に関する情報等、建築物所有者にとって有益な情報を提供します。

また、相談窓口の設置状況や有益な情報については、広報誌やホームページに適宜掲載し、市民への積極的な提供に努めます。

表:10 耐震診断・耐震改修の相談窓口一覧

本市の担当窓口	
建設部 住宅課	0884-22-3431
徳島県の担当窓口	
徳島県県土整備部住宅課 建築指導室耐震化担当	088-621-2598
耐震リフォーム相談所	
徳島県建築士会	088-653-7570 相談日:第2・第4水曜日 午後1時から4時まで
建築物耐震相談所	
徳島県建築士事務所協会	088-652-5862 相談日:第2・第4水曜日 午後1時から4時まで
耐震診断等に関する相談窓口	
日本建築構造技術者協会 四国支部	(FAX)088-622-8978 (メール)ytkozy@mb.infoeddy.ne.jp 対 象:耐震診断が義務付けとなる非木造建築物 申込方法:専用申込用紙による

3 パンフレット等の配布・SNS 活用による学習機会の提供

耐震診断や改修を進めることは、自身の安全性の向上のみならず、地域防災やまちづくりを進める上で重要です。より多くの市民に地震の危険性や耐震改修方法についての正確な知識や情報を提供できるよう、耐震化に関するパンフレット等を作成し、広く一般に配布します。

また、小中学校等を通じて、地震の危険性や地域防災の重要性を学習できる機会の提供を推進します。

さらに、従来の啓発方法に加え、LINE や YouTube といった SNS を活用することによって、より幅広い世代に啓発をします。

4 特定建築物の所有者への啓発指導の実施

地震発生時に防災活動拠点となる病院や、災害時要援護者が利用する社会福祉施設、不特定多数の人が集まる商業施設等、特定建築物の所有者に対して普及・啓発に効果的なパンフレットを作成し、配布したり、講習会等を開催したりするなど、耐震化の普及・啓発の取組を検討します。

5 リフォームに併せた耐震改修の誘導

少子高齢化、ライフスタイルの多様化や新生活様式への対応の有効な手段として、ICT の活用が考えられます。そのため、住まいにおいて ICT を活用する「住まいのスマート化」をひとつの動機付けとして、リフォームに併せた木造住宅の耐震化を促すことで、より一層の耐震化・減災化に努めます。

本市では、「耐震改修支援事業」または「耐震シェルター設置支援事業」と併せて実施する、ICT や AI を活用した整備の設置（スマート化工事）や省エネルギー化工事、バリアフリー化工事の費用の一部を補助する「住まいのスマート化支援事業」を実施しています。

6 家具の転倒防止の推進

近年の地震では、建物倒壊やブロック塀の倒壊による被害だけではなく、室内における揺れによる家具の転倒や落下物による負傷等も多く報告されています。負傷予防の観点からは、室内の安全対策を進めていくことが必要です。

家具の転倒防止対策は建物の耐震化等に比べ、低コストで簡単に行うことが可能です。固定金具や安全な家具の情報など、家具の転倒防止対策について、パンフレット等で情報公開・提供し、市民への周知・啓発に努めます。

7 自主防災組織、自治会等との連携及び支援

地震防災対策の基本は「自分たちの命は自分で守る（自助）」、「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」です。地域防災力の向上に向けて、地域の最小単位である自主防災組織や自治会ごとに住民の連携を深め、建物の耐震化を含めた防災意識の向上や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策が講じられることが重要と考えております。よって本市では、自主防災組織の結成促進と活動の活性化を指導、支援していきます。

8 空き家対策の取組

老朽化した空き家は、地震による倒壊で隣地に被害をもたらすおそれがあると同時に、倒壊に

よる家屋のがれきが前面道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通行・救助活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

そのため、空き家を状態に応じて耐震改修又は除却することで、地震被害を軽減することが必要です。

また、現在居住している住宅についても、将来空き家となり、放置されることのないような取組が必要です。

本市では、令和2年度に「阿南市空き家等対策計画」を策定し、空き家等の発生を抑止するとともに、空き家等を地域の資源として、有効活用を促進します。

また、利活用する予定のない空き家等については除却を促進し、跡地の有効活用を促します。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

1 耐震改修促進計画の推進と検証

本計画で定めた耐震化の目標達成に向けて、本計画を着実に進めることが必要です。このため、本計画の進捗状況や目標の達成状況を把握し、必要に応じて目標設定の見直し等を行います。

また、住宅については、本計画における耐震化率の目標達成に向け、耐震化をより一層推進していくため、県が毎年策定する「徳島県住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」において、耐震化促進事業の実施・達成状況の把握、評価、改善策の設定等を行い、対策を進めます。

2 関係団体との連携

本計画で定めた耐震化の目標を達成するには、国や県、建築関係団体等との連携が不可欠です。

このため、「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」において、徳島県及び県内各市町村並びに徳島県建築士会、徳島県建築士事務所協会をはじめ、各関係団体との連携を深め、積極的に建築物の耐震化に取り組んでいきます。